

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ウェッズ
代表者 代表取締役社長 稲妻 範彦
(J A S D A Q コード番号 7551)
問合せ先 取締役管理本部長 上村 定芳
(TEL 03 - 5753 - 8201)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

また上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお定款第 28 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 28 条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。</u> <u>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締</u>

<p>第 <u>28</u> 条～第 <u>35</u> 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 <u>36</u> 条～第 <u>41</u> 条 （条文省略）</p>	<p><u>結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 <u>29</u> 条～第 <u>36</u> 条 （現行どおり）</p> <p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>第 37 条</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>43</u> 条 （現行どおり）</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 28 日（予定）

以 上